

冠表示について

平成28年8月23日
消費者庁・農林水産省

「冠表示」は、特定の原材料の名称を商品名又は商品名の一部として使用する食品の表示を一般に指すが、定義はない。

なお、「商品名」は、事業者が自らの判断で決定するもので、食品表示法上の定義はなく、実際に、様々な商品名が付された食品が販売されている。

特定の原材料の名称	商品例	冠原材料の表示状況
<p>製品を特徴付ける原材料が商品名に含まれるもの</p>	<p><u>イチゴジャム</u>【イチゴ】 <u>いかしゅうまい</u>【いか】 <u>にんにくぽん酢</u>【にんにく】</p>	<div data-bbox="1093 587 1420 751"> </div> <p>原材料: <u>いちご</u>、砂糖、レモン果汁、ゲル化剤(ペクチン)、酸味料</p> <div data-bbox="1099 794 1386 1011"> </div> <p>原材料: <u>いか</u>、魚肉すり身(すけとうだらすり身、砂糖、その他)、しゅうまい皮(小麦粉、還元澱粉糖化物、その他)、玉ねぎ、植物油脂、鶏卵、醤油、加工澱粉、酒精、ソルビトール、調味料(アミノ酸等)、リン酸塩(Na)</p> <div data-bbox="1099 1050 1386 1267"> </div> <p>原材料: しょうゆ[脱脂加工大豆(大豆(カナダ産))、小麦、食塩]、異性化液糖、醸造酢、ゆず果汁[ゆず(四国産)]、みりん、精製はちみつ、かつお調味エキス、ビーフエキス、<u>にんにく(中国産)</u>、アミノ酸液、食塩、調味料(アミノ酸等)、アルコール、甘味料(甘草、ステビア)、乳酸、くん液</p>

※アンダーラインは冠となる原材料を示す。

特定の原材料の名称	商品例	冠原材料の表示状況	
<p>風味を表しているもの</p> <p>添加物等により風味付けされ、冠された原材料を使用していない、又は、ほとんど使用していない。</p>	<p><u>メロン</u>シャーベット【メロン】 <u>ブルーベリー</u>ガム【ブルーベリー】</p>		<p>原材料:水あめ、砂糖、果糖、デキストリン、乳製品、安定剤(増粘多糖類)、酸味料、香料、乳化剤、着色料(スピルリナ青、紅花黄)、(原材料の一部にりんごを含む)</p> <p>(注)メロンは使用されていない。</p> <p>原材料:砂糖、水あめ、ぶどう糖、還元パラチノース、カカオ抽出物、ガムベース、酸味料、香料、軟化剤、アントシアニン色素、甘味料(アスパルテーム・L-フェニルアラニン化合物、アセスルファムK、スクラロース、ネオテーム)、(原材料の一部にゼラチンを含む)</p> <p>(注)ブルーベリーは使用されていない。</p>
<p>商品名自体が一般的な名称として認識されているもの</p> <p>形態等により特定の原材料の名称を冠しているが、冠原材料が使用されていない商品がある。</p>	<p><u>たいやき</u>【鯛】 <u>メロン</u>パン【メロン】</p>	 	<p>原材料:小倉あん(小豆、砂糖、水あめ、食塩)、小麦粉、砂糖、でん粉、植物油、食塩、デキストリン、膨張剤、安定剤(増粘多糖類)、(原材料の一部に大豆を含む)</p> <p>原材料:小麦粉、砂糖、加糖卵黄、バター、全卵、ショートニング、マーガリン、イースト、加糖練乳、食塩、小麦グルテン、植物油、乳化剤、香料、ベーキングパウダー、ビタミンC、カロチノイド色素、(原材料の一部に大豆を含む)</p>

※アンダーラインは冠となる原材料を示す。

どこまでが商品名か分かりづらいもの



※この商品は販売終了となっている。